

「奈良県高齢者福祉計画 及び 第5期奈良県介護保険事業 支援計画」を策定しました

この計画は、奈良県の高齢者の生活の現状に即し、高齢者が安心して日常生活を送ることができる暮らしやすいまちづくりを目指して、現役世代や家族も対象とした総合的な対策を整理し、県民や様々な関係機関の皆様と問題意識を共有し、解決に向け協働して実践していくことを目的として策定するものです。

- | | |
|-------|--|
| ①根拠法令 | 高齢者福祉計画：老人福祉法第20条の9
介護保険事業支援計画：介護保険法第118条 |
| ②計画期間 | 平成24年度～平成26年度（3年間） |
| ③策定体制 | 「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、関係各分野の代表者から意見を聴くとともに、県庁内関係部局とも連携を図りながら、計画の策定を進めました。また、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。 |
| ④圏域設定 | 老人福祉法に基づく老人福祉圏域は、全県を一圏域として定めることとします。 |

奈良県高齢者福祉計画及び第5期奈良県介護保険事業支援計画の内容

I はじめに

II 県内高齢者と介護保険サービスの現状

1. 県内高齢者の現状
2. 介護保険サービスの現状

III 計画の基本理念と施策体系

奈良県高齢者福祉計画・第5期奈良県介護保険事業支援計画の基本理念と施策体系
施策推進に向けた県の支援方針
地域包括ケアシステムの構築について

IV 施策の展開

1. 健やかな老いの実現
2. 社会参加の促進
3. 地域包括支援センターの機能強化
4. 医療と介護の連携強化、介護家族への支援強化
5. 暮らしのサポートの充実
6. 認知症高齢者への対応の充実
7. 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進
8. 介護保険制度の着実・円滑な運営
9. 魅力ある介護職場づくり、介護人材の確保
10. 県民への啓発

V 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み

1. 介護サービスの見込み量
2. 介護保険制度等の整備
3. 高齢者福祉施設の整備